

諮問庁：秋田県教育委員会

諮問日：平成19年 5月25日（諮問第90号）

答申日：平成20年 6月20日（答申第53号）

事件名：指導力不足教員の認定に関する文書の非公開決定処分に対する異議申立てに関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県教育委員会（以下「実施機関」という。）が指導力不足教員の認定に関する文書（以下「本件対象文書」という。）につき、特定した行政文書の具体的名称を明らかにすることなく非公開とした決定は妥当ではなく、請求に係る行政文書を特定した上で、改めて公開決定等をすべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が平成19年4月13日付け教高一148により行った非公開決定について、その取消しを求めるというものである。

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、行政文書の公開は公正かつ円滑な人事の確保を助長するものであり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないというものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について非公開決定を行った理由を次のように説明している。

秋田県情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項4号は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、「公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」を公開対象から除くことができるとし、特に、その(四)においては「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を掲げている。

指導力不足教員に係る校長からの調書や判定委員会の報告等は、まさしく人事に属する個人の身分に係る重大な個人情報であり、非公開とすべきである。

さらに教育改革の一環として、指導力不足教員の人事管理（観察、告知、認定等）を積極的に推進するべきものとしているが、当該行政文書が公開されることになれば、今後生じる案件において、関係する校長や判定委員が自分の意見を表明するにあたり大きな制約を受けることになり、当該事業の適正な遂行が不可能となる。

以上のことから、当該人事管理が積極的に行われるよう、当該事務関連の行政情報は非公開とすべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成19年 5月25日 諮問の受け付け
- (2) 同 年 6月28日 諮問庁から非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年12月25日 諮問庁が意見陳述

(4) 平成20年 2月 1日 審議

(5) 同 年 5月16日 審議

(6) 同 年 6月20日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書の特定について

実施機関は、「指導力不足教員の認定に関する、学校から県教育委員会、あるいは、県教育委員会から学校に提出されている全ての資料（申請書、報告書等）」との請求に対し、特定した行政文書の具体的名称を明らかにすることなく、包括的に非公開決定を行っている。

仮に非公開決定が妥当であるとしても、本件のように、非公開決定通知書に具体的な行政文書名を記載せずに決定するならば、公開請求者は対象となる行政文書の存在や名称さえ分からないこととなる。

実施機関は、異議申立人に確認した上で、本件対象文書を特定したと説明するが、非公開理由説明書提出時と意見陳述の後では、その件名が異なっており、そもそも非公開決定処分を行った時に対象文書を特定していたと認めることはできない。

### 2 諮問庁の主張について

実施機関は、本件公開請求は自己情報の公開請求であり、本人にとって行政文書の存在が明らかであることから、本来は存否応答拒否によるべきであるが、非公開決定が妥当であると主張する。

しかし、条例の定める公開請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず実施機関の保有する情報の公開を認める制度であることから、公開・非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公

開請求である場合も含め、公開請求者がだれであるか、また、請求者が当該文書の存在を知っているか否かは考慮されないものである。

### 3 審査会の結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

### 第6 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	小賀野 晶 一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	小 高 さほみ	秋田大学教育文化学部准教授 (平成20年2月1日の審議から)
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師
会長代理	柴 田 一 宏	弁護士
	三 浦 清	弁護士